

## EHS の実践と発展について

環境保護と労働安全衛生は、従来、それぞれ独立した分野と見なされ、環境保護は汚染防止や生態系の保全に、労働安全衛生は労働者の職場における安全と健康に重点が置かれてきた。しかし、産業の発展に伴う環境問題や健康リスクは日々複雑化しており、各国では、これらの理念を実現するための両分野の管理政策について、事実上密接不可分であるとの認識が深まってきている。持続可能な経営理念や企業の社会的責任（CSR）の提唱の下、企業においても、徐々に関連する法遵守の系統を統合し、EHS（Environment, Health and Safety：環境、健康、安全）フレームワークを構築する動きが活発化しており、この EHS は各業界の慣習に応じて、ESH（環境、安全、健康・衛生）や HSE（健康、安全、環境）などと呼ばれることもある。EHS の概念は、企業が製造や運営の過程において、環境と労働安全衛生を統合した管理システムを構築し、経営活動における法遵守とコンプライアンスを確保するとともに、対外的には環境保護と汚染防止に尽力し、対内的には労働者の基本的な権益と健康を保障することを強調している。EHS 概念の発展は、産業や社会における企業の持続可能な発展とリスク管理に対する関心の高まりが反映されている。本稿では、各国の法制度及び企業実務の両面から、EHS フレームワークの統合とその実践の現状について考察する。

### 一、国際規範及び機関の統合

米国と欧州連合（以下「EU」）は、世界の二大経済圏として EHS 分野の法規制統合を主導していることから、主にこの両者について説明する。

まず米国では、初期において、労働安全衛生庁（OSHA）と環境保護庁（EPA）がそれぞれの職を担って、各々が職場の安全と環境管理を監督していた。しかし、リスク管理の概念が進展するにつれ、米国政府は、各官庁が依拠する法規の目的は異なっているものの、執行戦略においては多くの面で高度に一致していることを認識しはじめた。このため、行政効率と政策効果の向上を目的として、部門を跨いだ協力覚書

---

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供  
するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異  
なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

の締結などを通じた官庁間の調整と協力が進められ、環境管理と労働安全政策の統合と執行に向けた基盤が確立された<sup>1</sup>。

EU においても、初期では各分野ごとにそれぞれ立法し、分担して管理する方式をとっていたが、21 世紀初頭から、徐々に環境保護と労働安全衛生を統合する政策方針を展開した。例えば、化学物質規制に関する法規を制定する際には、既存官庁の担当職権を維持しつつも、さらに官庁間の調整と協力の必要性を強調し、同法規に基づき関連作業規則を制定して、労働安全と環境分野を統合した法規体系を段階的に整備してきた<sup>2</sup>。さらに、EU は労働安全の予防原則と産業サプライチェーンにおける責任についても強調し、水平的には部門を超えて、垂直的には産業の各層に深く入り込み、多角的で全方位的な管理フレームワークを展開している。<sup>3</sup>

上述の立法背景からわかるように、EU でも米国でも、規範の面においては各官庁の目的はそれぞれに重点が異なるものの、実務運用の面では、その管理目的（対象）や執行戦略はしばしば高度に重複している。そのため、分野横断的協力体制を段階的に構築する動きが活発化しており、各部門間の相互補完的な協力によって、行政資源を効果的に節約し、政策の有効性を高め、環境、労働安全、健康などの分野の統合を促進し、システム化された EHS 管理フレームワークの初期的なひな形を確立した。

## 二、企業の EHS 方針の実行

運営行為における法令適合性を確保するため、企業は事業活動を行う現地の関連法規を参照しなければならないほか、国際標準化機構（ISO）が定めるマネジメント規格、例えば ISO 14001（環境マネジメントシステム）、ISO 45001（労働安全衛生マネ

<sup>1</sup> 例えば、米国は 1976 年に有害物質規制法（Toxic Substances Control Act : TSCA）を可決し、EPA は、化学物質の流通が健康と環境へ危害を与えることを防止するために、化学物質の規制に関する規則を制定した。2024 年、EPA と OSHA は職場における労働者の健康保護を強化するほか、法規執行の効果を高めることを目的とし、化学物質の評価及び管理に関する調全体制を確立するため、協力覚書（MOU）を締結した。Memorandum of Understanding Between EPA and OSHA for Implementation of TSCA Section 6, <https://www.epa.gov/system/files/documents/2025-01/epa-and-osha-tsca-section-6-mou.pdf> を参照（最終閲覧日：2025/5/13）。

<sup>2</sup> 例えば、欧州議会と欧州理事会は 2006 年に「化学品の登録、評価、認可及び制限に関する規則（REACH 規則）」を可決し、欧州化学品庁（ECHA）を設立した。立法の目的において、ECHA と他の機関との協力の重要性が強調されている。例として、欧州食品安全機関（EFSA）や労働安全衛生諮問委員会（ACSH）との協力が挙げられる。Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council, recital (111).を参照。

<sup>3</sup> Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council, recital (26), (58).を参照。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

ジメントシステム)、ISO 9001 (品質マネジメントシステム)などを順守することにより、内部のガバナンス体制と標準作業手順を強化し、事業コンプライアンスを確保することができると考えられる。経営規模が大きな企業では、更に EHS 専門部門を設置し、関連法規を十分に理解した上で、環境と労働安全衛生を網羅するマネジメントシステムを構築し、方針の実施を徹底することで、各事業活動のコンプライアンスとリスク管理を確保している。

時価総額で世界のトップ 10 に数えられる A 社を例にとると、同社が公表している EHS 方針では、製品設計やサービス構想、研究開発、製造、配送、使用といった各段階において、現行の EHS 法規を遵守することに注力する旨が明確に示されている。例えば、製品設計段階での汚染予防や、製造プロセスにおける安全性の確保などが挙げられる。さらに、専門の EHS 部門を設け、体系的な管理フレームワークを構築することにより、EHS 方針の効果的な実行と継続的な最適化を確保する<sup>4</sup>。また同時に、「サプライヤー行動規範」を設けることでサプライチェーンにも働きかけを行い、サプライヤー各社が企業の持続可能な経営目標に真摯に取り組むことを促すことにより、グローバルな事業体系において EHS 方針の実行範囲を効果的に拡大し、その実質的な影響力を強化する。

台湾においても、特定の分野では環境保護と労働安全衛生に関する議題について部門を超えた協力が見られる<sup>5</sup>。しかしながら、実務レベルでは現在のところ、EHS 方針を実行している企業の多くが、テクノロジー、製造、エレクトロニクスといった高リスク産業に集中する傾向がうかがえ、その全体的な推進については、なおも更なる強化が必要であろう。企業の持続可能な経営理念の具現化や、国際規範が日々厳格化する潮流のなか、企業は今後の事業戦略策定において、EHS の重要性を直視し、関連法規の遵守とリスク管理体制の強化を通じて、持続可能なガバナンス能力と国際競争力を全体的に高める必要がある。

<sup>4</sup> Apple Inc. Environment, Health and Safety Policy , [https://www.apple.com/environment/pdf/Apple\\_EHS\\_Policy\\_Statement\\_2022.pdf?utm\\_source=chatgpt.com](https://www.apple.com/environment/pdf/Apple_EHS_Policy_Statement_2022.pdf?utm_source=chatgpt.com)を参照 (最終閲覧日: 2025/5/13)

<sup>5</sup> 例: 労働部職業安全衛生署、労働部、環境保護署が協力する「化学物質登録統一窓口」、<https://www.osha.gov.tw/48110/48417/48419/86535/post> (最終閲覧日: 2025年05月13日)

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。